

議案第 11 号

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
について

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を別紙のと
おり定める。

平成 23 年 3 月 9 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に、「第31条」を「第35条」に、「第32条—第37条」を「第36条—第41条」に、「第38条—第40条」を「第42条—第44条」に改める。

第2条第2号中「、第13条の2に規定する実習船運営事務所」を削る。

第18条を削り、第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第2章第1節中第11条を第12条とし、第8条の2から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条中「第12条から前条まで」を「第13条から前条までに」に改める。

第24条中「第15条」を「第16条」に改める。

第25条各号を次のように改める。

- (1) 一般健康診断
- (2) 特殊健康診断
- (3) その他教育長が必要と認める健康診断

第25条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

第27条を次のように改める。

（健康診断の実施者）

第27条 健康診断は、産業医又は総括安全衛生管理者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

第29条から第31条までを次のように改める。

（受診義務）

第29条 職員は、指定された日時及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることを希望しないとき、又はやむを得ない事由により受けることができないときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を所属長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

2 所属長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

（健康診断の結果報告等）

第30条 健康診断実施医師は、健康診断の結果を判定し、総括安全衛生管理者に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康診断の結果を職員に通知しなければならない。

（健康管理指導区分の決定）

第31条 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を所属長に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

第5章中第40条を第44条とし、第39条を第43条とし、第38条を第42条とする。

第37条第1項中「復職者状況報告」を「復職者状況報告書」に改め、第4章中同条を第41条とする。

第36条中「療養期間中」を「所属長は、療養期間中」に、「結核性疾患」を「結核性疾患等」に、「出勤承認申請書」を「出勤報告書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条後段を削り、同条を第40条とする。

第35条の見出し中「病状」を「療養」に改め、同条第1項中「結核性疾患等による療養期間中の職員は」を「所属長は、療養期間中の職員の病状について」に、「病状経過報告書」を「療養経過報告書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の病状経過報告書」を「前項の療養経過報告書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第39条とする。

第34条を第38条とする。

第33条第1項中「第30条又は前条の」を「前条の規定により」に改め、同条第2項を削り、同条を第37条とする。

第32条中「結核性疾患等又は精神的な疾患のため療養した」を「療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病気休暇を承認した」に改め、同条を第36条とする。

第3章中第31条の次に次の4条を加える。

(事後措置)

第32条 所属長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

(健康管理ファイル)

第33条 所属長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。

2 所属長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属長に送付しなければならない。

3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。

(個人情報の保護)

第34条 所属長は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生副管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康管理ファイルを本人以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。

2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産業医
- (2) 衛生管理者
- (3) 保健師等

(保健指導)

第35条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

2 職員は、第31条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表第1 (第25条関係)

健康診断の種類

(1) 一般健康診断	雇入時健康診断
	定期健康診断
	特定業務従事者健康診断
	海外派遣職員健康診断
	結核健康診断
	給食業務従事者の検便
(2) 特殊健康診断	じん肺健康診断
	歯科特殊健康診断
	有機溶剤健康診断
	鉛健康診断
	四アルキル鉛健康診断
	特定化学物質健康診断
	高気圧作業健康診断
	電離放射線健康診断
石綿健康診断	
(3) その他教育長が必要と認める健康診断	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第31条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
就業区分	A	就業制限無し (通常勤務でよいもの)	
	B	就業制限 (勤務に制限を加える必要のあるもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずる。
	C	要休業 (勤務を休む必要のあるもの)	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区分	1	医療行為を必要としないもの	
	2	医療行為を必要とするもの	医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後改正後の第31条の規定により職員の健康管理指導区分が決定されるまでの間における当該職員に係る事後措置については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の規定によりなされた措置その他の行為は、改正後の沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の相当する規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

訓令案の概要説明

福利課

- 1 件名
沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
- 2 改正の経緯及び必要性
 - (1) 組織改編に伴い、所要の改正を行う必要がある。
 - (2) 平成18年3月に「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が改正されたことに伴い、健康診断実施後の事後指導等について定める必要がある。
 - (3) 療養中の教職員に対して、療養支援を実施するため、療養者報告書、療養経過報告書及び出勤報告書の提出について、定める必要がある。
- 3 改正案の概要
 - (1) 組織改編に伴い、実習船運営事務所を削除
 - (2) 第2章の条番号の修正
 - (3) 第3章「健康診断」において、健康管理指導区分の決定、事後措置、保健指導等について定める。
 - (4) 療養者報告書、療養経過報告書及び出勤報告書の提出について、所要の改正を行う。
 - ア 療養者報告書
連続して30日以上又は通算して50日以上病気休暇を承認したときに提出することとする。(すべての疾病が対象)
 - イ 療養経過報告書(3か月以上の場合)
疾病種類別の提出をなくし、すべての疾病について提出を求めることとする。また、書類の提出は所属長から行うこととする。(病状経過報告書から名称変更)
 - ウ 出勤報告書
出勤承認申請書に代え、簡易な報告に改める。
 - (5) この訓令は平成23年4月1日から施行する。
- 4 根拠法令
 - (1) 労働安全衛生法
 - (2) 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針
- 5 添付資料
新旧対照表
- 6 その他
総務私学課とは調整済み

新旧対照表

○沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程

改正案	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制</p> <p>第1節 総括安全衛生管理者等 (第5条—第12条)</p> <p>第2節 総括安全衛生委員会 (第13条—第20条)</p> <p>第3節 衛生委員会 (第21条—第24条)</p> <p>第3章 健康診断 (第25条—第35条)</p> <p>第4章 療養及び出勤等の手続 (第36条—第41条)</p> <p>第5章 雑則 (第42条—第44条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制</p> <p>第1節 総括安全衛生管理者等 (第5条—第11条)</p> <p>第2節 総括安全衛生委員会 (第12条—第20条)</p> <p>第3節 衛生委員会 (第21条—第24条)</p> <p>第3章 健康診断 (第25条—第31条)</p> <p>第4章 療養及び出勤等の手続 (第32条—第37条)</p> <p>第5章 雑則 (第38条—第40条)</p> <p>附則</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 出先機関 規則第13条に規定する教育事務所及び第31条に規定する学校以外の教育機関をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(1) 本庁 沖縄県教育庁組織規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「規則」という。) 第2条第2項に規定する本庁をいう。</p> <p>(2) 出先機関 規則第13条に規定する教育事務所、第13条の2に規定する実習船運営事務所及び第31条に規定する学校以外の教育機関をいう。</p> <p>(3) 職員 本庁及び出先機関に勤務する地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。) 第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員で常時勤務に服するものをいう。</p> <p>(4) 所属長 規則第16条に規定する課長及び第21条に規定する所長等並びに沖縄県立教育機関組織規則 (昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号) 第7条に規定する所長等をいう。</p>
<p>(衛生管理者の職務)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(衛生管理者の職務)</p> <p>第8条の2 衛生管理者は、本庁にあっては総括安全衛生管理者の、出先機関にあっては所属長の指揮を受け、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。</p>

2 (略)	2 衛生管理者は、職場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。 (衛生推進者)
第10条 (略)	第9条 法第12条の2の規定に基づき、常時10人以上50人未満の職員が勤務する出先機関に、衛生推進者を置く。
2・3 (略)	2 衛生推進者は、庶務を担当する補佐又はこれに相当する職にある者をもつて充てる。
(産業医)	3 衛生推進者は、衛生管理者の業務に相当する職務を行う。 (産業医)
第11条 (略)	第10条 法第13条の規定に基づき、本庁及び常時50人以上の職員が勤務する出先機関に産業医を置く。
2・3 (略)	2 前項の産業医は、教育長が選任する。
(作業主任者)	3 産業医の設置等に関し必要な事項については、教育長が別に定める。 (作業主任者)
第12条 (略)	第11条 法第14条の規定に基づき、政令第6条各号に掲げる作業のいずれかを行う本庁及び出先機関に作業主任者を置く。
2・3 (略)	2 作業主任者は、所属長が当該作業に従事する職員のうちから選任する。
	3 作業主任者は、作業に従事する職員を指揮し、機械の安全点検、工具等の監視その他の厚生労働省令で定める職務を行うものとする。
第2節 (設置)	第2節 総括安全衛生委員会 (設置)
第13条 (略)	第12条 本庁及び出先機関における職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議するため、総括安全衛生委員会（以下「総括委員会」という。）を置く。 (業務)
(業務)	第13条 総括委員会は、職員の安全及び衛生に関する事項を総合的に調査審議し、教育長に対して意見を述べるものとする。 (組織)
第14条 (略)	第14条 総括委員会の委員の定数は15人とし、当該総括委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
第15条 (略)	(1) 総括安全衛生管理者 (2) 衛生管理者のうちから教育長が指名する者 (3) 産業医のうちから教育長が指名する者 (4) 職員で衛生に関し経験を有する者のうちから教育長が指名する者

<p>2 (略)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(議長)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(会議)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(運営)</p> <p><u>第19条</u> 第13条から前条までに定めるもののほか、総括委員会の運営に関する必要な事項は総括委員会が別に定める。</p> <p><u>第24条</u> 第16条から第20条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と、「総括安全衛生管理者」とあるのは「本庁において総括安全衛生副管理者、出先機関においては所属長」と、「福利課」とあるのは「本庁においては福利課、出先機関においては庶務担当者」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 健康診断 (健康診断の種類)</p> <p><u>第25条</u> 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。</p> <p>(1) 一般健康診断 (2) 特殊健康診断</p>	<p>2 前項第1号に掲げる委員の半数は、職員の過半数で組織する。この場合、第52条に規定する職員団体があつたときは、その職員団体、職員の過半数で組織する職員団体があつたときにおいては、職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第15条</u> 前条第1項第1号に規定する委員以外の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第16条</u> 総括委員会に議長を置く。</p> <p>2 議長は、総括安全衛生管理者をもって充てる。</p> <p>3 議長は、会務を総理し、総括委員会を代表する。</p> <p>4 議長に事故があつたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p><u>第17条</u> 総括委員会は、議長が招集する。</p> <p>2 議長は、3分の1以上の委員から請求があつたときは、委員会を招集しなければならない。</p> <p>3 総括委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p><u>第18条</u> 削除</p> <p>(運営)</p> <p><u>第19条</u> 第12条から前条までに定めるもののほか、総括委員会の運営に関する必要な事項は総括委員会が別に定める。</p> <p><u>第24条</u> 第15条から第20条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と、「総括安全衛生管理者」とあるのは「本庁においては総括安全衛生副管理者、出先機関においては所属長」と、「福利課」とあるのは「本庁においては福利課、出先機関においては庶務担当者」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 健康診断 (健康診断の種類)</p> <p><u>第25条</u> 職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。</p> <p>(1) 採用時健康診断 (2) 定期健康診断</p>
---	---

(3) その他教育長が必要と認める健康診断

- 2 前項各号に掲げる健康診断の種類は、別表第1に定めるとおりとする。

(健康診断の実施者)

第27条 健康診断は、産業医又は総括安全衛生管理者が指定する医師（以下「健康診断実施医師」という。）が実施するものとする。

(受診義務)

第29条 職員は、指定された日時及び場所において、指定された健康診断を受けなければならない。ただし、当該健康診断を受けることができず、或は、又はやむを得ない事由により受けられないときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を所属長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

- 2 所属長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第30条 健康診断実施医師は、健康診断の結果を判定し、総括安全衛生管理者に報告するとともに、所属長に通知しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康診断の結果を職員に通知しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第31条 産業医は、健康診断の結果に基づいて、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を所属長に通知しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、その内容を職員に通知しなければならない。

(事後措置)

(3) 生活習慣病健康診断

(4) 特別健康診断

(5) 臨時健康診断

(健康診断の実施者)

第27条 健康診断は、総括安全衛生管理者の指示により担当産業医が実施するものとする。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、担当産業医以外の産業医又は医師に行わせることができる。

(受診義務)

第29条 職員は、第28条の規定により教育長が別に定める指定された事項に従い、健康診断を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により指定された期日に健康診断を受けることができないときは、あらかじめ健康診断未受診届を所属長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、前項の未受診届を受けたときは、健康診断未受診者報告書を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第30条 第27条の規定により健康診断を実施した産業医は、その結果を健康診断判定基準（別表）により判定し、必要な意見を付して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けたときは、健康診断結果通知書により所属長及び当該職員に通知するとともに健康管理指示書により適切な指示を与えなければならない。

- 3 総括安全衛生管理者は、第1項の規定により報告を受けたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(健康診断個人票の作成及び保管)

第31条 総括安全衛生管理者は、職員の健康診断個人票を作成し、健康診断の結果を記録するとともにこれを保管しなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、職員が異動により他の部局等に所属することとなったときは、当該職員の健康診断個人票をその者が新たに所属することとなった部局等の長に回付しなければならない。

第32条 所属長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

(健康管理ファイル)

第33条 所属長は、職員健康管理票を作成し、健康診断の結果とともに健康管理ファイルとして、これを関係法令に定める期間保管しなければならない。

2 所属長は、所属職員に異動のあったときは、当該職員に係る健康管理ファイルを遅滞なく異動先の所属長に送付しなければならない。

3 第1項の職員健康管理票の様式については、別に定める。

(個人情報保護)

第34条 所属長は、総括安全衛生管理者、総括安全衛生副管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康管理ファイルを本人以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。

2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。

(1) 産業医

(2) 衛生管理者

(3) 保健師等

(保健指導)

第35条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

2 職員は、第31条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

第4章 療養及び出勤等の手続

(療養者の報告)

第36条 所属長は、職員が療養のため、連続して30日以上又は通算して50日以上の病気休暇を承認したときは、療養者報告書に必要な書類を添えて教育長に報告しなければならない。

(療養の指示)

第37条 教育長は、前条の規定により報告を受けた場合において、健康を確保するため必要があると認めるときは、健康管理審査委員会（健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する健康管理審査委員会。以下「審査委員会」という。）の意見を聴き、その意見に基づき、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うと

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

第4章 療養及び出勤等の手続

(療養者の報告)

第32条 所属長は、職員が結核性疾患等又は精神的な疾患のため療養したときは、療養者報告書に必要な書類を添えて教育長に報告しなければならない。

(療養の指示)

第33条 教育長は、第30条又は前条の報告を受けた場合において、健康を確保するため必要があると認めるときは、健康管理審査委員会（健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する健康管理審査委員会。以下「審査委員会」という。）の意見を聴き、その意見に基づき、次に掲げる指示区分に従い、その者に必要な指示を行うと

ともに、所属長にその指示内容を通知するものとする。この場合において、療養を必要とする旨の指示を受ける者については、その療養に必要な期間についても併せて指示するものとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

(療養の義務)

第38条 (略)

(療養の経過報告)

第39条 所属長は、療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過する日ごとに、療養経過報告書に診断書を添えて、これを教育長に提出しなければならぬ。

(削る。)

2 教育長は、前項の療養経過報告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき、療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。

(出勤の手続)

第40条 所属長は、療養期間中の職員（結核性疾患及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）が勤務に復しようとするときには、出勤報告書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出しなければならぬ。

(復職者の状況報告)

ともに、所属長にその指示内容を通知するものとする。この場合において、療養を必要とする旨の指示を受ける者については、その療養に必要な期間についても併せて指示するものとする。

(1) 勤務面からの指示区分

- ア 要休業 勤務を休む必要のあるもの
 - イ 要軽業 勤務に制限を加える必要のあるもの
 - ウ 要注意 勤務をほぼ平常に行つてよいもの
- (2) 医療面からの指示区分

- ア 要医療 医師による直接の医療行為を必要とするもの
- イ 要観察 定期的に医師の観察指導を受ける必要のあるもの

2 所属長は、前条の疾病以外の疾病のため職員が療養する場合において、健康の確保のため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる区分に従い、必要な指示を行うものとする。

(療養の義務)

第34条 前条の規定により指示を受けた職員は、その指示に従い療養に専念する等健康の回復に努めなければならない。

(病状の経過報告)

第35条 結核性疾患等による療養期間中の職員は、療養を開始した日から3箇月を経過する日ごとに、病状経過報告書に診断書を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

2 所属長は、精神的な疾患による療養期間中の職員の病状について、療養を開始した日から3箇月を経過した日ごとに、主治医に病状経過報告書の作成を求め、これを教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前2項の病状経過報告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき、療養期間の延長その他必要な指示をするものとする。

(出勤の手続)

第36条 療養期間中の職員（結核性疾患及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）が勤務に復しようとするときには、出勤承認申請書に必要な書類を添えて、これを教育長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、教育長は、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき出勤の可否を決定し、その旨を所属長及び申請者に通知するものとする。

(復職者の状況報告)

第41条 所属長は、療養してゐた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とするものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならぬ。

2 (略)

第5章 雑則

(秘密の保持)

第42条 (略)

(書類の提出)

第43条 (略)

(補則)

第44条 (略)

第37条 所属長は、療養してゐた職員（結核性疾患等及び精神的な疾患以外の疾病に係る職員については、療養期間が3箇月以上のものに限る。）で勤務に復した後、なお一定の期間観察を必要とするものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならぬ。

2 教育長は、前項の復職者状況報告書の提出があつた場合において、必要があることを認めるときは、審査委員会の意見を聴き、その意見に基づき必要な措置をしなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第38条 職員の健康安全業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(書類の提出)

第39条 この訓令の規定により教育長に提出する書類は、所属長を経て提出するものとする。

(補則)

第40条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

新旧対照表
 ○沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（別表）
 改正案

別表第1（第25条関係） 健康診断の種類		別表第2（第31条関係） 健康管理指導区分及び事後措置の基準	
健康診断の種類		健康管理指導区分	
区分	内容	区分	事後措置の基準
(1) 一般健康診断	雇入時健康診断	A 就業制限無し (通常勤務でよいもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等
	定期健康診断		
	特定業務従事者健康診断		
(2) 特殊健康診断	海外派遣職員健康診断	B 就業制限 (勤務に制限を加える必要のあるもの)	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜勤務の回数の減少、昼間勤務への転換等
	結核健康診断		
	給食業務従事者の検便		
	じん肺健康診断		
	歯科特殊健康診断		
	有機溶剤健康診断		
	鉛健康診断		
	四アルキル鉛健康診断		
	特定化学物質健康診断		
	高気圧作業健康診断		
電離放射線健康診断			
(3) その他教育長が必要と認める健康診断	石綿健康診断		

別表第1（第30条関係）
健康診断判定基準

1 第1次検査

区分	判定基準
A	異常がない
B	再検査を必要とする
C	精密検査を必要とする

2 第2次検査

(1) 呼吸器系結核

胸部エックス線検査	第1次検査の結果により第2次(精密)検査へ回す基準	第2次(精密)検査	第2次(精密)検査の結果に基づく指導区分判定基準	勤務の面	医療の面
1 胸部エックス線検査による精密検査を要すると認められるもの	胸部エックス線検査による精密検査を要すると認められるもの	胸部エックス線検査(1)胸部直接撮影(2)胸部断層撮影	I型、II型の全部 III型の一部 H、P1 III型の大部分 Hの一部 P1の一部	A 勤務を休む必要のあるもの B 勤務に制限を加える必要のあるもの	1 ア 入院加療 イ 通院加療 1 ア 医師による治療と生活指導 イ 病状経過に従った定期的検査
2 既往病歴、自覚症、家族の病歴等により精密検査を要すると認められるもの	既往病歴、自覚症、家族の病歴等により精密検査を要すると認められるもの	2 問診、既往病歴、自覚症、家族の病歴等により精密検査を要すると認められるもの			2 ア 医師による生活指導 イ 病状経過に従った定期的検査

		の措置を講ずる。
C	要休業 (勤務を休む必要のあるもの)	療養のため、休暇、休職等により一 定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区 分	1	医療行為を必要とし ないもの
	2	医療行為を必要とす るもの
		医療機関により適正な治療、検査及 び発病・再発防止のため必要な指導 等を受けさせる。

認められるもの							検査
	Ⅲ型の一部 Ⅳ型	C	勤務を平 常に行 ってよ いもの	1	アイ	B1に同 じ。	
	V型 OP ※ 肺外結 核につい ては、産 業医及び 主治医の 判定によ る。	D	平常の 生活で よいもの	1	アイ	B1に同 じ。	
				2	アイ	B2に同 じ。	
				3		医師による直接 又は間接の医療 行為を必要とし ないもの	

(2) 循環器疾患

第1 次検査の結果により第2次(精密)検査へ回す基準	第2次(精密)検査	第2次(精密)検査の結果に基づき指導区分判定基準	区分 勤務の 面 医療の面
血圧測定及び心電図検査			
(以下略)			